

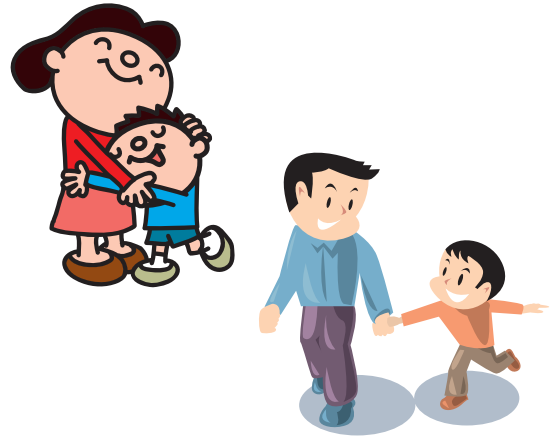
## ひとり親家庭のための自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立のための相談や離婚前の相談に、母子・父子自立支援員が応じます。

### ①養育費履行確保等支援事業 (New)

父母が離婚すると多くの場合、子どもの生活環境も変わります。離婚による子どもへの負担を最小限にするために、養育費の取り決めをしておくことが大切です。令和5年10月から養育費の取り決めに関する費用の一部を補助する事業を開始しました。

- 養育費に関する公正証書等の作成費用（上限3万円）
- 保証会社との養育費保証契約の締結に必要な費用（上限5万円）



### ②母子父子自立支援事業

ひとり親家庭の母または父の就労支援のために給付金を支給します。

- 自立支援教育訓練給付金…職業能力開発のための職業相談を通じて雇用保険制度で指定された講座を受講した場合に支払った費用の一部を支給します。(講座の例：介護職員初任者研修、介護福祉士、医療事務、簿記など)
- 高等職業訓練給付金…就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で修学する場合に給付金を支給します。(対象資格の例：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など)

**問合先** 子育て支援課

※①②とも事前相談が必要、補助要件あり。ひとりで悩まず気軽に相談してください。

## 泉佐野市LPガス利用者価格高騰対策支援事業



物価（価格）高騰の影響を受ける市内のLPガス利用者の生活を支援することを目的に、LPガス利用者のLPガス料金の値引きを行います。

**値引き額** 1ガスメーターにつき、上限2,000円の値引き

※値引きは、原則11月検針分のLPガス料金の請求にて実施されますが、LPガスの販売業者によっては、11月・12月に分けて実施される場合があります。

**対象** 液化石油ガス法のメーターによる販売およびコミュニティガスの消費者が対象。令和5年11月検針時にLPガスを利用する市内の家庭・企業

**その他**

- 当該事業によるLPガスの値引きを受けるための手続きは不要です。
- 当該事業を申請されていないLPガス販売事業者と契約をされている場合、対象要件を満たしていても値引き支援を受けることはできません。
- 質量販売（容器販売）および工業用などの高圧ガス法の消費者は対象外です。

**問合先** 土・日曜日、祝日を除く午前8時45分～午後5時15分に、まちの活性課 LPガス利用者価格高騰対策事業担当（☎469-3131 eメール：kankou@city.izumisano.lg.jp）へ

※契約しているLPガス販売事業者が申請をしているかどうかは、事業者を確認してください。

